

防府市食生活改善推進員設置要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康づくり地方推進事業の一環として食生活改善事業の充実を図るため、食生活改善推進員(以下「推進員」という。)を設置し、もって地域住民の食生活の改善を中心とした健康づくりのための普及啓発活動を行うことを目的とする。

(推進員の依頼)

第2条 市長は、地区組織活動の趣旨に賛同し、積極的に地区組織活動に参加する熱意をもった者で、食生活改善推進員養成事業を修了するなどにより、地区組織活動を展開していく上で必要な知識や技術を修得したものに推進員を依頼する。

2 市長は、推進員を依頼するときは、依頼状を交付する。

(推進員の研修)

第3条 市長は推進員に対し、推進活動に必要な研修を行うものとする。

(推進の役割)

第4条 推進員の役割は次のとおりとする。

- (1) 健康づくりのための3指針(食生活・運動・休養)の普及啓発。
- (2) 行政機関等の行う事業、行事への協力及び地域住民との連絡調整。
- (3) 地域の住民及び団体の行う健康づくり事業、行事への協力。
- (4) 地域の住民との交流に努め、連帯感を育てる。
- (5) 地域の住民が主体となる健康づくり活動への支援。
- (6) 地域での健康づくり、食生活改善推進員の育成。(仲間を増やすための活動)

(活動の記録、報告)

第5条 推進員は、活動状況を推進員手帳に記録し、活動記録集計報告書にまとめて、翌年の3月までに市長に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。